

せいじん
ご成人おめでとうございます。

とも い ささ あ なかま
共に生きて支え合う仲間として

しょう かんが
「障がい」について考えてみませんか。



しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法

へいせい ねん がつ にちしこう
(平成28年4月1日施行)



ほうりつ どんな法律ですか？

この法律は 障がいのある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会を目指しています。

「障 害を理由とする差別」をなくし、誰もが暮らしやすいまちをつくるための決まりを定めています。

対象となる機関は、国や地方公共団体などの行政機関や、会社やお店などの民間事業者です。

たいしょうきかん 対象機関	くに ぎょうせいきかん 国の行政機関・ ちほうこうきょうだんたい 地方公共団体など (役所など)	みんかんじぎょうしゃ みせ かいしゃ 民間事業者 (お店や会社など) こじんじぎょうしゃ えぬびーおー 個人事業者やNPOなどの ひえいりじぎょうしゃ ふく 非営利事業者も含まれます。
ふとう さべつてきと 不当な差別的取 あつか きんし り扱いの禁止	しょう ひと たい せいとう りゆう しょう りゆう さべつ 障がいのある人に対して正当な理由なく、障がいを理由として差別 きんし することを禁止しています。	
ごうりてきはいりよ 合理的配慮の ていきょう 提供	しょう ひと しゃかい なか ぼりあ と のそ なん 障がいのある人から社会の中にあるバリアを取り除くために何らか たいおう もと い し と き ふたん おも はんい たいおう の対応を求める意思があった時に負担が重すぎない範囲で対応するこ とを義務付けています。 (2024年4月1日より、事業者にも合理的配慮の提供が法的義務化)	

障がいのある人は社会的障壁（社会のかべ）などによって、暮らしにくく、生きにくい状態が続いていることが多くあります。



社会的障壁（社会のかべ）って、たとえばどんなことですか？

ことから	たとえば、早口でわかりにくく、あいまいな案内や説明
もの	たとえば、段差、むずかしい言葉、手話通訳のない講演、字幕のないテレビ番組、音のならない信号機
せいど制度	たとえば、近所のともだちと一緒にの学校に行くことが認められないことがあること
しゅうかん習慣	たとえば、障がいのある人が結婚式や葬式に呼ばれないこと、障がいのある成人が子ども扱いされること 接し方がわからない、何をするか、こわい、など
かんがえかた考え方	たとえば、障がいのある人は施設や病院に入って暮らしたほうが幸せだ、障がいのある人は結婚や子育てができない、など

障がいのある人は、社会で生活するうえでこれまで多くのバリアがありました。これらのバリアを少しでもなくすため、この法律が求めている2つのことは？

不当な差別的取扱いの禁止

たとえば⇒

- 保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない。
- 本人を無視して支援者などだけに話しかける。
- 電車、バス、タクシーなどにスムーズに乗車できない。



合理的配慮の提供

たとえば⇒

- 段差がある場合、スロープなどを使って補助する。
- 自分で書くことや意思伝達がむずかしいと伝えられた時に問題ない範囲で、代筆や端末機器などで対応する。





もしも ^{しょう}障がいなどで困^{こま}ってる人^{ひと}かな?と思^{おも}ったら

- ① ^{みまも}まず見守^{すこ}る (少^{ひと}し変^{おも}った人^{ひと}と思^{おも}っても、^{ようす}様子を見^みてください。)
- ② ^{こえ}やさしく声^{あいて}をかけて相^{あいて}手が必^{ひつよう}要^{しえん}としてい^{かくにん}る支^{しえん}援^{かくにん}を確^{しえん}認^{かくにん}しまし^{かくにん}ょう。
- ③ ^{しえん}そして~支^{ひつよう}援^{ばあい}が必^{しえん}要^{ひつよう}な場^{ばあい}合^{ひつよう}~

^{つぎ}次^{れい}の例^あが挙^{こじんさ}げられま^{こじんさ}すが、それ^{こじんさ}ぞれ^{こじんさ}個人^{こじんさ}差^{こじんさ}が^{こじんさ}ありま^{こじんさ}す。



^{いどう}移動^{たいへん}などが大^{したいふじゆう}変^{しかくしょう}そうな^{しかくしょう}とき (肢^{しかくしょう}体^{しかくしょう}不^{しかくしょう}自^{しかくしょう}由^{しかくしょう}、視^{しかくしょう}覚^{しかくしょう}障^{しかくしょう}がい など)

^{こえ}声^か掛^{ゆうどう}けや誘^て導^そ、手^{くるま}を添^おえる、車^{しえん}い^{ほうほう}すを^{ほうほう}押^{ほうほう}すな^{ほうほう}どの支^{ほうほう}援^{ほうほう}の^{ほうほう}方^{ほうほう}法^{ほうほう}が^{ほうほう}ありま^{ほうほう}す。

^{もじ}文字^みが見^{しかくしょう}えな^{ぜんもう}くてわ^{じゃくし}かり^{じゃくし}ず^{じゃくし}ら^{じゃくし}い (視^{しかくしょう}覚^{しかくしょう}障^{しかくしょう}がい：全^{ぜんもう}盲^{ぜんもう}、弱^{じゃくし}視^{じゃくし} など)

^{かくだい}拡^{もじ}大^{てんじぶんしよ}文^{ようい}字^{ようい}や点^よ字^あ文^{せつめい}書^{せつめい}の^{せつめい}用^{せつめい}意^{せつめい}、ま^{せつめい}たは^{せつめい}読^{せつめい}み^{せつめい}上^{せつめい}げ^{せつめい}て^{せつめい}説^{せつめい}明^{せつめい}す^{せつめい}な^{せつめい}ど^{せつめい}しま^{せつめい}す。

^{もじ}文字^かを^か書^{かいわ}く^{こんなん}こ^{じょうししょう}と^{げんごししょう}や会^{げんごししょう}話^{げんごししょう}が^{げんごししょう}困^{げんごししょう}難^{げんごししょう} (上^{げんごししょう}肢^{げんごししょう}障^{げんごししょう}がい、言^{げんごししょう}語^{げんごししょう}障^{げんごししょう}がい など)

^{だいひつ}代^か筆^かや代^{つた}わ^{つた}り^{つた}に^{つた}伝^たえ^たる^た、タ^たブ^たレ^たッ^たト^た端^た末^たを^{しやう}使^{しやう}用^{しやう}す^{しやう}な^{しやう}ど^{しやう}しま^{しやう}す。



^{かいわ}会^{おと}話^きや音^{ちやうかくしょう}が^{ちやうかくしょう}聞^{ちやうかくしょう}こ^{ちやうかくしょう}え^{ちやうかくしょう}な^{ちやうかくしょう}い (聴^{ちやうかくしょう}覚^{ちやうかくしょう}障^{ちやうかくしょう}がい)

わ^{ひつだん}かり^{しゆわ}やす^{つた}く^{つた}筆^{せつめい}談^{せつめい}や手^{せつめい}話^{せつめい}で^{せつめい}伝^{せつめい}え^{せつめい}て^{せつめい}説^{せつめい}明^{せつめい}しま^{せつめい}す。

^{しりやう}資^{しん}料^えや写^め真^み・絵^みなど、目^{しゆだん}で^{つた}見^{つた}て^{つた}わ^{つた}か^{つた}る^{つた}手^{つた}段^{つた}で^{つた}伝^{つた}え^{つた}て^{つた}み^{つた}る^{つた}な^{つた}ど^{つた}しま^{つた}す。

^{ちやうじかん}長^{しゆうちゆう}時^{せいしんしょう}間^{せいしんしょう}の^{はったつしょう}集^{はったつしょう}中^{はったつしょう}が^{ちてきしょう}む^{ちてきしょう}ず^{ちてきしょう}か^{ちてきしょう}し^{ちてきしょう}い (精^{せいしんしょう}神^{せいしんしょう}障^{せいしんしょう}がい、発^{はったつしょう}達^{はったつしょう}障^{はったつしょう}がい、知^{ちてきしょう}的^{ちてきしょう}障^{ちてきしょう}がい)

「ゆ^{みじか}っ^{せつめい}くり」「は^{せつめい}っ^{せつめい}き^{せつめい}り」「て^{せつめい}い^{せつめい}ね^{せつめい}い^{せつめい}に^{せつめい}」「短^{みじか}く」説^{せつめい}明^{せつめい}す^{せつめい}な^{せつめい}ど^{せつめい}しま^{せつめい}す。

^{たと}例^いえ^{かた}の^ひ言^ひい^ひ方^ひ (比^ひ喩^ひ表^ひ現^ひ) の^り理^り解^りが^りむ^りず^りか^りし^りい

^{ちてきしょう}(知^{せいしんしょう}的^{せいしんしょう}障^{せいしんしょう}がい、精^{はったつしょう}神^{はったつしょう}障^{はったつしょう}がい、発^{はったつしょう}達^{はったつしょう}障^{はったつしょう}がい など)

^{あいて}相^あ手^あに^あ合^あわ^あせ^あた^あ話^あし^あ方^あで^あわ^あか^あり^あやす^あく^あ説^あ明^あす^ある。

(目^めを^め丸^めく^めす^める ⇒ お^めど^めろ^めく など)



^{たいりよく}体^き力^きや気^き持^きち^きの^き持^き続^きが^きむ^きず^きか^きし^きく^きて^き疲^きれ^きやす^きい

^{ないぶしょう}(内^{せいしんしょう}部^{せいしんしょう}障^{せいしんしょう}がい、精^{はったつしょう}神^{はったつしょう}障^{はったつしょう}がい、発^{はったつしょう}達^{はったつしょう}障^{はったつしょう}がい、知^{ちてきしょう}的^{ちてきしょう}障^{ちてきしょう}がい)

^{でんしゃ}電^{ばす}車^{せき}やバ^{ゆす}ス^{ゆす}な^{ゆす}ど^{ゆす}で^{ゆす}席^{ゆす}を^{ゆす}譲^{ゆす}つ^{ゆす}た^{ゆす}り、^{おも}重^{おも}い^{おも}荷^{おも}物^{おも}を^{おも}代^{おも}わ^{おも}り^{おも}に^{おも}持^{おも}つ^{おも}た^{おも}り^{おも}し^{おも}て、^{たいりよくてき}体^{ふたん}力^{ふたん}的^{ふたん}な^{ふたん}負^{ふたん}担^{ふたん}を^{ふたん}軽^{ふたん}く^{ふたん}し^{ふたん}た^{ふたん}り、^{いす}イ^{いす}ス^{いす}や^{いす}ベ^{いす}ン^{いす}チ^{いす}な^{いす}ど、^{やす}休^{やす}め^{やす}る^{やす}と^{やす}こ^{やす}ろ^{やす}が^{やす}あ^{やす}れ^{やす}ば^{やす}案内^{やす}す^{やす}な^{やす}ど^{やす}しま^{やす}す。

しょう さまざま しゅるい おな しょう しょうじょう ていど ひと
障がいには様々な種類があり、同じ障がいでも症状や程度は人に
ちが
よって違います。

がいけん ばあい がいけん ほんだん
また、外見だけではわからない場合もありますし、外見だけの判断は
あいて たいせつ
相手を大切にしているものではありません。

しょう しゅうい りかい さぽーと
障がいがあっても、周囲の理解やサポートがあれば、たくさんできる
ことがあります。

こころづか かいしょう ばりあ
ちょっとした心遣いで解消できるバリアって、たくさんあるんだね。

ひとり はいりよ しょう ひと ひと
一人ひとりが配慮をすることで、障がいがある人もない人もだれもが

く だいっぽ
暮らしやすいまちをつくる第一歩にしましょう！！

こよう ぶんや しょう しゃ たい さべつ きんし
※ 雇用の分野でも障がい者に対する差別が禁止され、

ごうりてきはいりよ ていきょう ぎむ
合理的配慮の提供が義務となりました。

しょうがいしゃ こよう そくしんとう かん ほうりつ かいせい へいせい ねん がつ にちしこう
「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正（平成28年4月1日施行）

しょうさい はろーわーく といあ
詳細はハローワークへお問い合わせください。



くわ かまがやしほーむぺーじ らん
詳しくは鎌ヶ谷市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.kamagaya.chiba.jp/kakuka/syoufuku/document/sabetsukaisyou-syokuintaiou/sabetsukaisyou-syokuintaiou.html>

しょうがいしゃさべつかいしょうほう かん といあわ そうだん
「障害者差別解消法」に関するお問合せ・相談

かまがやし けんこうふくし ぶしょう ふくしか
鎌ヶ谷市 健康福祉部障がい福祉課

かまがやししんかまがや
273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1

ほうりつ かん といあわ しょむがかり ちよくつう
法律に関するお問合せ:庶務係 047-445-1305(直通)

[E-メールアドレス syougaisyomu@city.kamagaya.chiba.jp](mailto:syougaisyomu@city.kamagaya.chiba.jp)

さべつ かん そうだん しえんがかり ちよくつう
差別に関するご相談:支援係 047-445-1307(直通)

[E-メールアドレス syougaisien@city.kamagaya.chiba.jp](mailto:syougaisien@city.kamagaya.chiba.jp)

しょう ふくしかふあつくす
障がい福祉課FAX 047-443-2233

育つまち
鎌ヶ谷